

(平成26年7月30日提出)

平成26年7月議会定例会議案

新潟東港地域水道用水供給企業団

平成26年7月議会定例会議案

目 次

議案第 6 号	平成25年度新潟東港地域水道用水供給企業団水道用水供給事業会計利益の 処分及び決算の認定について	1
報告第 1 号	資金不足比率の報告について	2

議案第 6 号

**平成 2 5 年度新潟東港地域水道用水供給企業団水道用水供給事業会計利益の処分
及び決算の認定について**

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 2 条第 2 項の規定に基づき、平成 2 5 年度新潟東港地域水道用水供給企業団水道用水供給事業会計決算に伴う未処分利益剰余金を剰余金処分計算書のとおり処分する。併せて、同法第 3 0 条第 4 項の規定に基づき、平成 2 5 年度新潟東港地域水道用水供給企業団水道用水供給事業会計決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 2 6 年 7 月 3 0 日 提出

新潟東港地域水道用水供給企業団
企業長 篠 田 昭

決算書及び決算審査意見書は別冊のとおり。

報告第1号

資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、平成25年度決算に基づく資金不足比率を監査委員の意見を付けて報告する。

平成26年7月30日 提出

新潟東港地域水道用水供給企業団
企業長 篠田 昭

資金不足比率 (単位 %)

会計名	資金不足比率
新潟東港地域水道用水供給事業会計	— (20.0)

備考

- 1 資金不足額がない場合は、「—」と表記する。
- 2 括弧内の数値は、経営健全化基準を示す。

監査委員からの意見

資金不足が生じていないことから、資金不足比率は0パーセントであり、良好な資金保有状況と判断される。